新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望について

　大阪府内においては、２月28日に新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴う２度目の緊急事態宣言の解除がなされたが、依然として、医療機関や保健所における対応は厳しい状況が続いている。

このような中、社会経済活動の維持と感染の再拡大を防ぐため、引き続き、国や近隣府県との連携のもと、大阪府一体で感染予防対策に取り組んでいく必要がある。

そのため、今後、本格的に実施されることとなるワクチン接種について、実施主体となる地方自治体において円滑な接種事業の推進が図れるよう、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１．国の責任において、ワクチン供給量を十分確保するとともに、供給されるワクチンの種類や量、供給時期について迅速に示すこと。その際、都市部における感染拡大や医療逼迫の状況等を踏まえ、少なくとも地域の人口に応じたワクチン供給量を確実に配分すること。

また、医療従事者への優先接種と高齢者への優先接種との接種期間の重複ができる限り生じることのないようにすること。

２．新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金については、地方自治体が実施する集団接種にかかる経費（感染防止・会場の借り上げ・運営に必要な経費など）として、令和２年度上限額が内示されたが、適切な事業規模・予算執行においてもなお、財源が不足する場合にあっては、令和３年度分として、国が確実に全額を負担すること。

３．ワクチンロスが生じることのないよう、キャンセル待ちの仕組みづくり等について国として検討すること。その際、現場の実状に応じて柔軟な対応が可能となるような仕組みとすること。

４．ワクチンの安全性・有効性など、ワクチン接種の意義及び副反応も含めた具体的な情報を国民へ分かりやすく周知すること。

また、本格的なワクチン接種時期が迫る中、急きょワクチン接種記録システムの運用が示されたところであるが、新たなシステムを構築するにあたっては、地方自治体に過度の負担が生じないよう努めること。

令和３年３月１１日

厚 生 労 働 大 臣

田 　村　　憲　 久　　様

大阪府　　　　　知事　吉　村　洋　文

大阪府市長会　　会長　澤　井　宏　文

大阪府町村長会　会長　田　代　　　堯

新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望について

　大阪府内においては、２月28日に新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴う２度目の緊急事態宣言の解除がなされたが、依然として、医療機関や保健所における対応は厳しい状況が続いている。

このような中、社会経済活動の維持と感染の再拡大を防ぐため、引き続き、国や近隣府県との連携のもと、大阪府一体で感染予防対策に取り組んでいく必要がある。

そのため、今後、本格的に実施されることとなるワクチン接種について、実施主体となる地方自治体において円滑な接種事業の推進が図れるよう、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１．国の責任において、ワクチン供給量を十分確保するとともに、供給されるワクチンの種類や量、供給時期について迅速に示すこと。その際、都市部における感染拡大や医療逼迫の状況等を踏まえ、少なくとも地域の人口に応じたワクチン供給量を確実に配分すること。

また、医療従事者への優先接種と高齢者への優先接種との接種期間の重複ができる限り生じることのないようにすること。

２．新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金については、地方自治体が実施する集団接種にかかる経費（感染防止・会場の借り上げ・運営に必要な経費など）として、令和２年度上限額が内示されたが、適切な事業規模・予算執行においてもなお、財源が不足する場合にあっては、令和３年度分として、国が確実に全額を負担すること。

３．ワクチンロスが生じることのないよう、キャンセル待ちの仕組みづくり等について国として検討すること。その際、現場の実状に応じて柔軟な対応が可能となるような仕組みとすること。

４．ワクチンの安全性・有効性など、ワクチン接種の意義及び副反応も含めた具体的な情報を国民へ分かりやすく周知すること。

また、本格的なワクチン接種時期が迫る中、急きょワクチン接種記録システムの運用が示されたところであるが、新たなシステムを構築するにあたっては、地方自治体に過度の負担が生じないよう努めること。

令和３年３月１１日

行政改革担当大臣

国家公務員制度担当大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策・規制改革）

河 　野　　太　 郎　　様

大阪府　　　　　知事　吉　村　洋　文

大阪府市長会　　会長　澤　井　宏　文

大阪府町村長会　会長　田　代　　　堯